

(平成21年12月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 62 年 9 月から 63 年 3 月までの期間は国民年金保険料の未納期間とされているが、私は、この期間の国民年金保険料を督促されたので、3 回程度に分割して納付した。保険料月額は約 7,000 円だったと記憶している。

申立期間について、保険料未納期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、7 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 4 月以降払い出されていることが、申立人の同番号の前後の被保険者の加入年月日により推認でき、申立期間において、申立人は学生であるため、本来、国民年金の任意加入被保険者とすべきところ A 町（現在は、B 市）役場において、強制加入被保険者として 20 歳到達日にさかのぼって国民年金に加入させていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できることから、申立期間は、国民年金保険料の現年度納付及び過年度納付が可能な期間である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の督促状が送付されてきたので、3 回に分けて納付したと具体的に供述している上、申立人が納付したとする保険料月額 7,000 円は、申立期間の国民年金保険料月額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 443

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間は国民年金に未加入となっているが、60 年 1 月 24 日に国民年金の資格喪失を届け出た記憶は無く、60 年 1 月以降も保険料を納付したはずである。

昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの未加入期間を加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 5 月 7 日に社会保険事務所に提出された申立人に係る第 3 号被保険者取得届により、申立人が 61 年 4 月 1 日に国民年金の第 3 号被保険者の資格を取得したことが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳、A 市の被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、60 年 1 月 24 日に国民年金の資格を喪失していることが確認できる。

また、申立期間において国民年金に再加入した形跡もうかがえないことから、A 市において申立期間の国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料は納付できなかったものと考えられるとともに、申立人が国民年金の任意加入被保険者資格を喪失した昭和 60 年 1 月 24 日から国民年金第 3 号被保険者制度が開始される 61 年 4 月 1 日までの間に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。